

# 第1章 計画の概要

---

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障害のある人の増加や障害程度の重度化・重複化の傾向が見られています。更に、近年、発達障害（\*P110 参照）や高次脳機能障害（\*P104 参照）等が、新たな障害として位置づけられるようになり、障害の種類も複雑かつ広範にわたっています。

また、家族関係や地域社会が大きく変化し、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう支援することが、これまで以上に重要となってきています。

障がい者に関する法律や制度は、近年大きな変化を遂げています。2003（平成 15）年度には、障害福祉サービスについて、障害のある人自身がサービスを選択する支援費制度に移行しました。これにより一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できるようになりました。

また、2006（平成 18）年度には、身体、知的、精神という障害の種類ごとに分かれていたサービスの仕組みを一元化し、身近な市町村の役割が重視された「障害者自立支援法」が施行されました。

更に、2011（平成 23）年度には「障害者基本法」の改正、2013（平成 25）年度には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、『障害者総合支援法（\*P106 参照）』という。）とするとともに、障がい者の定義に難病（\*P109 参照）等を追加し、2014（平成 26）年 4 月 1 日から重度訪問介護の対象者の拡大やケアホーム（\*P103 参照）のグループホーム（\*P103 参照）への一元化等を行うこととしました。

2011（平成 23）年から 2013（平成 25）年までの間に、「障害者の雇用の促進に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」、「障害者優先調達推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が制定され、障害者の権利や尊厳の保護等が一層図られることとなりました。その間の国際社会に目を向けると、2006（平成 18）

年12月に国連において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障害者の自立した生活と地域社会への包容等がうたわれました。条約は2008（平成20）年5月に発効されましたが、我が国においては、前述した国内の法整備を進めた上で、2014（平成26）年1月20日に批准しました。

また、国においては、障がい者・高齢者・幼児・生活困窮や子育て等、全ての課題を他人のことではなく「我が事」として捉えるだけでなく、地域の課題を「丸ごと」取り組んでいけるような「地域共生社会」実現のために各種施策を推進していくという方向性を示されました。

このように、障害者をめぐる環境が大きく変化する中、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、2006（平成18）年度に2007（平成19）年度を初年度とする10ヵ年計画「霧島市障がい者計画」と「障害福祉計画」を策定し、計画を推進してきました。

本計画は、「第2次霧島市障がい者計画」（2018（平成30）年度～2026年度）、「第5期障害福祉計画」及び、新たに「第1期障がい児福祉計画」を策定し、全ての計画を一体的に整理することで、障がい者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

## 第2節 計画の概要

### 1 法的位置づけ

#### (1) 障がい者計画

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。

なお、障がい者計画は、保健・福祉や教育、居住環境等障害のある人に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、他の保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定します。

#### (2) 障害福祉計画及び障がい児福祉計画

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込み、障害福祉サービス等の整備、人材の養成等について定めます。

なお、障害福祉計画は、障がい者計画及び障がい児福祉計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制の確保に関して計画します。

また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく児童福祉法上のサービス等の提供体制の確保に関する計画です。児童福祉法上のサービス等の必要量の見込み、児童福祉法上のサービス等の整備、人材の養成等について定めます。

#### (3) 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、次に掲げる方とします。

- ・ 障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者（\* P107 参照）
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障がい者（\* P108 参照）のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（\* P107 参照）（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の者であって18歳以上である者
- ・ 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

#### (4) 障害福祉計画に記載すべき事項

第5期障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）があり、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

##### ・ 成果目標と活動指標

###### 【成果目標】

- ① 福祉施設から地域生活への移行促進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点（\* P108 参照）等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行促進

###### 【活動目標】

- ① 訪問系サービス
- ② 日中活動系サービス
- ③ 施設系サービス
- ④ 相談支援
- ⑤ 地域生活支援事業

##### ・ サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

2018（平成 30）年度から 2020 年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとのサービスの提供や利用の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

##### ・ 地域生活支援事業等の実施に関する事項

2018（平成 30）年度から 2020 年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障がい児への相談支援及び通所サービス等についても、同様に見込量等を定めます。

##### ・ 推進体制（PDCAサイクルの導入）、評価・検証

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回、その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

## (5) 障がい児福祉計画に記載すべき事項

第1期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）があり、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

### ・成果目標と活動指標

#### 【成果目標】

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 【活動目標】

- ① 児童福祉法上のサービス（障がい児への支援）

## 2. 計画の位置づけ

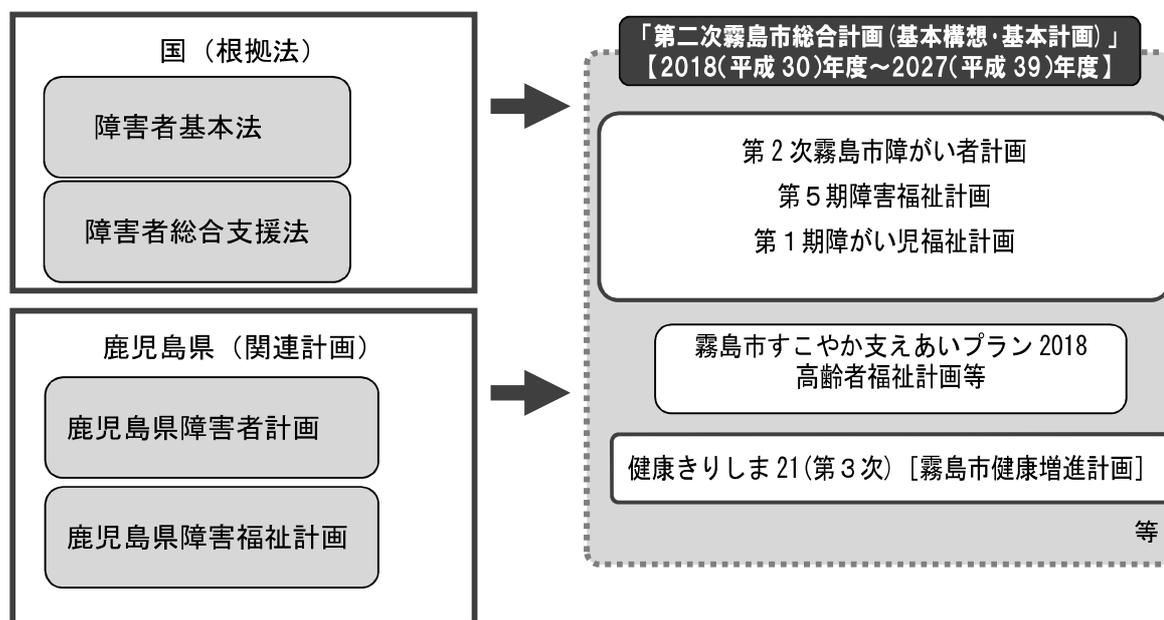
第2次霧島市障がい者計画は、国の法令及び県の関連計画を踏まえ、本市の障害者の総合的な対策を推進するための行政運営並びに障害者対策に関わる団体などの取組の指針となる計画として位置づけられます。

第5期霧島市障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、第2次霧島市障がい者計画を上位計画とし、障害者総合支援法に基づく障害者の生活支援のための障害福祉サービスの実施計画として位置づけられます。

地方自治法に基づく第二次霧島市総合計画は、市町村行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置づけられます。

また、関連計画として、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「健康きりしま21（第3次）」などがあり、それらとの調和を図るとともに、市の関連部門との調整を図ります。

<図表 計画の位置づけ>

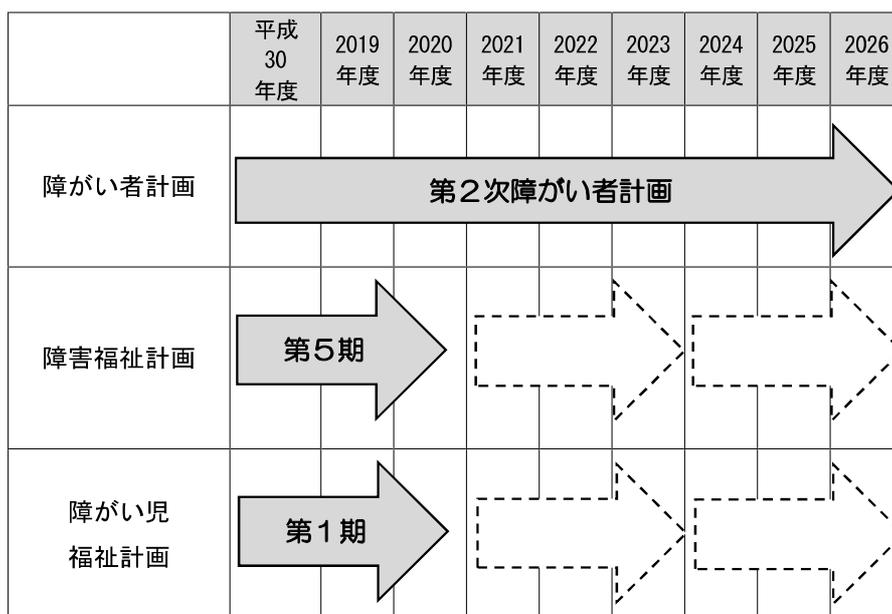
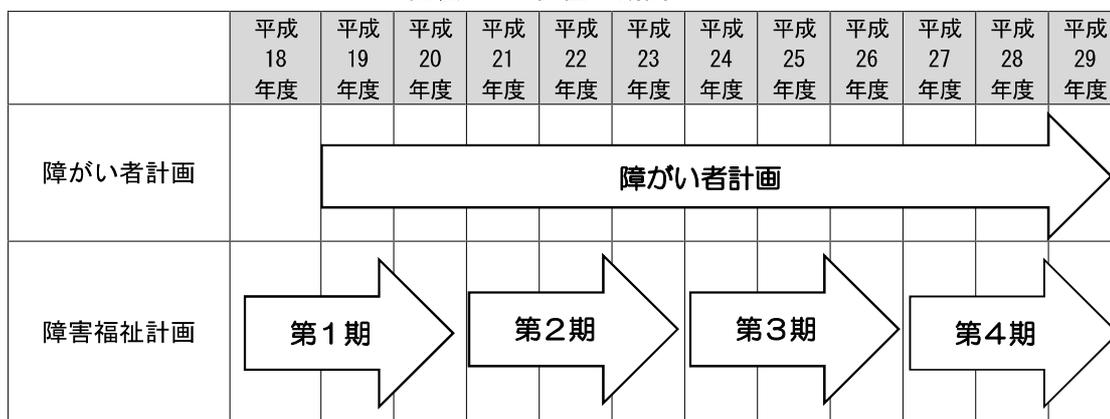


### 3 計画の期間

「障がい者計画」は、2018（平成 30）年度から 2026 年度までの9年間を計画期間とします。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法において、3カ年を1期として作成することとされています。第5期計画は2018（平成 30）年度から2020年度までの3年間とします。同様に、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法において、3カ年を1期として作成することとされていることから、第1期計画は2018（平成 30）年度から2020年度までの3年間とします。

図表 1-1 計画の期間



## 4 計画の策定体制

### (1) 福祉に関するアンケートの実施

本計画の策定にあたり、障がい者の生活実態や障害福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケートを実施しました。

#### ●アンケートの実施概要

調査対象者	霧島市に在住する障がい者の中から無作為で抽出
有効回収率	47.2%（回収合計数：944件／配布合計数：2,000件）
調査方法	調査対象者に調査票を郵送し、郵送にて回収
調査時期	平成30年1月

### (2) 本計画の策定体制

本市における計画策定体制は次頁の図に示すとおりです。霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）によって各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、計画素案を作成しました。

自立支援協議会は、保健・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長等により構成し、委員会にて策定された計画案について専門的な立場から検討いただきました。

図表 1-2 計画の策定体制

